平成３０年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	３

府 省 庁 名　環境省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（軽油引取税）
要望項目名	廃棄物処理事業の用に供する軽油に係る課税免除の特例措置の延長
要望内容（概要） 関係条文	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 廃棄物処理事業を営む者が最終処分場内において専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源に係る軽油引取税 ・特例措置の内容 上記動力源について、軽油引取税の課税を免除する。 （地方税法附則第 12 条の２の８ 地方税法施行令附則第 10 条の２の２第７項）
減収見込額	［初年度］　－　（▲　486　）　［平年度］　－　（▲　486　） ［改正増減収額］　－　（単位：百万円）
要望理由	（１）　政策目的 廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の維持管理を促進する。 （２）施策の必要性 廃棄物最終処分場は、地中に廃棄物が埋め立てられているという特性上、厳格な維持管理が継続的に必要とされており、搬入や維持管理に多額の経費が必要となる。しかしながら、廃棄物処理業者は中小零細事業者が多く資本力が脆弱であることから、最終処分場場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破砕、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等の使用に係る費用の確保が困難となるおそれがあり、こうした場合、維持管理等の作業の適正な実施が困難となり、汚水流出、飛散、悪臭発散等の、地域の生活環境への支障や公衆衛生の悪化等の事態が生じるおそれがある。 また、維持管理等の作業が適正にされないことにより生活環境への支障等が生じた場合、直接的には維持管理基準違反による最終処分場の許可取消による処理能力の減少、間接的には廃棄物処理施設への信頼が大きく損なわれ、最終処分場設置がより困難になることにより廃棄物最終処分場を必要量確保していくことも難しくなり、ひいては、廃棄物の適正な処理自体に著しい支障を及ぼすおそれがある。 さらに今後、リニア中央新幹線の工事や 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックに伴う工事等により膨大な廃棄物の発生が想定されるとともに、近年の災害の頻発化・激甚化に伴い、突発的に膨大な災害廃棄物が発生する可能性がある。不法投棄等の不適正処理も後を絶たない状況の中で、今後も、廃棄物処理施設整備の緊急性、重要性は極めて高く、適正な処理のための条件整備を引き続き確実に行う必要がある。 ついては、廃棄物最終処分場に起因する生活環境保全上の支障の発生を防ぎ、必要な廃棄物最終処分場を確保することにより、廃棄物の適正な処理を確保するためには、費用負担を軽減することにより、適切な埋立処分及びそれに付随する作業を実施し易くし、適切な廃棄物の搬入や、最終処分場の維持管理等を促進する必要があるため、引き続き、課税免除措置を講ずることが必要である。
本要望に対応する縮減案	―

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	４．廃棄物・リサイクル対策の推進 ４－３　一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） ４－４　産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）
	政策の達成目標	廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	３年間（平成30年４月１日～平成33年３月31日）
	同上の期間中の達成目標	一般廃棄物の最終処分場の残余年数は20年（※廃棄物処理施設整備計画（平成25年3月31日閣議決定）による。）であり、この水準を維持するとともに、産業廃棄物の最終処分場の残余年数を平成32年度に10年程度とすること等により廃棄物の適切な埋立処分及び廃棄物の埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
	政策目標の達成状況	一般廃棄物の最終処分場の残余年数は20.4年（平成27年）、産業廃棄物の最終処分場の残余年数は16年（平成26年）であり、目標は達成しているものの、地域間での格差等克服しなければならない課題も依然として残っている。また、上記で述べたとおり、突発的に膨大な廃棄物が発生する可能性もあるため、引き続き当該水準の向上に努める必要がある。
有効性	要望の措置の適用見込み	約440事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	最終処分場については、埋め立てられた廃棄物による環境汚染等が発生しないよう、適切な廃棄物の搬入、維持管理等が必要不可欠であるところ、本税制によって、専ら廃棄物の処分のために使用する機械の動力源の用途に用いる軽油について免税されることにより、最終処分場場内における廃棄物の運搬、選別、積み込み、破砕、処分場の掘削、転圧又は整地等に必要な機械等が利用し易くなるため、適切な廃棄物の搬入や最終処分場の維持管理等が行われ、ひいては生活環境の保全、公衆衛生の向上に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国　税：最終処分場に係る維持管理積立金制度に係る特例措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額	融　資：日本政策金融公庫による融資制度 （環境・エネルギー対策資金）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、廃棄物処理施設の設置を促進するための措置であるが、最終処分場における廃棄物の適切な処理及び維持管理を促進するためのものではなく、本要望項目との政策目的上の重複はない。
	要望の措置の妥当性	本税制の特例措置の対象となる最終処分場には、廃棄物の適正処理の確保という政策目的により、廃棄物処理法に基づく処理基準及び維持管理基準が適用され、埋立処分終了後も環境汚染の危険性がなくなるまでは、事業者は引き続き維持管理をする義務を負うこととなるので、埋立て開始から廃止まで、廃棄物の適正な処理及び最終処分場の適切な維持管理を確保するためにも、事業者の経済的な負担を軽減する当該措置を整備することは、政策目的と照らし合わせても妥当である。 また、本税制の特例措置の創設後、廃棄物処理法令の度重なる改正により、処理基準や維持管理基準等の各種基準による規制が強まっており、事業者の経済的な負担は大きくなってきていることからも、引き続き当該措置を存置する必要がある。

税負担軽減措置等の適用実績	平成 26 年度 ： 497（百万円） 平成 27 年度 ： 475（百万円）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	① 適用総額の種類：税額 ② 適用実績：26 年度　88,179,503 千円の内数 27 年度　89,026,301 千円の内数
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	特例措置の適用により、資本力が脆弱な廃棄物処理業者であっても、最終処分場内における廃棄物の運搬等に必要な機械等が利用し易くなるため、適切な廃棄物の搬入や最終処分場の維持管理等が行われ、生活環境の保全、公衆衛生の向上の効果が見られる。
前回要望時の達成目標	一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物最終処分場の残余年数を平成 29 年度に 10 年以上とすること等により廃棄物の適切な埋立処分及び廃棄物の埋立終了後の適切な維持管理を促進する。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	一般廃棄物最終処分場の平成 27 年度の残余年数は 20.4 年、産業廃棄物最終処分場の平成 26 年度の残余年数は 16 年であり、平成 29 年度の目標達成に向けて、順調に推移していると考えられる。これは、本特例措置等の施設設置の支援措置が充実したこと等により、廃棄物最終処分場における適切な埋立処分及び埋立終了後の適切な維持管理が進むとともに、リサイクルや減量化の進展に伴い最終処分量が若干ではあるが減少傾向にあるためである。
これまでの要望経緯	昭和 50 年に創設、恒久措置とされていたが、平成 21 年度に道路特定財源が一般財源化されたことに伴い、平成 24 年３月 31 日までの時限措置とされた。その後、平成 24 年度及び 27 年度税制改正において、適用期限がそれぞれ３年間延長された。